

マイナンバーカードをつくりませんか

マイナンバーカードの申請や受け取り、電子証明書更新の手続きについて、下記の日程で休日窓口を開設します。



●5月休日窓口開設日

日にち 5月1日(日)・15日(日)

時 間 8時30分～12時(受付は11時45分まで)

マイナンバーカードに関する窓口は、**予約制**になっています。

平日(月～金曜日)8時30分から17時15分までに電話にて予約をお願いします。

●持ち物

<カードの申請>

通知カード、住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(お持ちの人のみ)、
本人確認書類

<カードの受け取り>

上記のものに加え、交付通知書(はがき)

<電子証明書の更新>

マイナンバーカード、電子証明書の暗証番号がわかるもの

※**必ず本人が窓口にお越しください。**

なお、15歳未満の人または成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。

※カードの申請および受け取りの時に暗証番号を記入していただきます。事前に暗証番号(英数字6桁以上16桁以内および数字4桁)を決めておいてください。

※予約制ではありますが、手続きには1人あたり15分ほど時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。

次回の窓口開設日は、6月12日(日)・26日(日)です。

システムのメンテナンスなどで日時が変更になる場合があります。町のホームページでご確認ください。

問 住民環境課 ☎32-1104

住民税非課税世帯等臨時特別給付金の申請はお済みでしょうか

現在、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面している人たちが速やかに生活・暮らしの支援を受けられるように、住民税非課税世帯などに対して1世帯あたり10万円の給付を行っています。

対象世帯・申請方法

①住民税非課税世帯

既に対象者と思われる世帯主あてに確認書などを送付しています。同封の返信用封筒で返送してください。

②家計急変世帯

「①住民税非課税世帯」以外で、新型コロナウイルスの影響を受け、令和3年1月以降の家計が急変し、住民税(均等割)非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯が対象で、世帯主による申請が必要です。(自己申請)

申請書は町ホームページでダウンロードしていただき、持参または郵送にて申請してください。

※①②に該当する場合であっても、その世帯全員が、令和3年度の住民税(均等割)が課税されている人に扶養されている場合は対象となりません。また、①と②を両方受給することはできません。



町HP

申請締切

①住民税非課税世帯・・・5月6日(金)

②家計急変世帯・・・9月30日(金)

申 請 先

町役場健康福祉課 平日8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※臨時受付専用窓口は令和4年3月31日(木)で閉鎖いたしました。

問 健康福祉課 ☎32-1105